解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

沖縄県豊見城市字渡橋名三番地　オアシスシリー宜保三〇六号

有限会社アクトエンジニアリング

代表清算人　島袋　兼明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

沖縄県浦添市西原三丁目一九番五号

株式会社ＪＯＹＮＴＩＥＲ．Ｉｎｃ

代表取締役　宮村　俊一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

大阪市淀川区十八条一丁目六番三二号

宗教法人覚樹寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

大阪市東住吉区矢田住道町五一四番地

宗教法人宗林寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

大阪市東淀川区北大道町二丁目二二番地

宗教法人**教**照寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月二十三日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目二四番一七号

宗教法人善教寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年四月十九日において社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

大阪府高槻市高槻町五番二五号北本ビル三階

医療法人市川婦人科クリニック

清算人　小林　敬子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年二月二十六日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都稲城市東長沼五三二番地ジョイビル二階

医療法人社団ソフィア会

清算人　小田島玲子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

東京都八王子市散田町五丁目一四番一一号

医療法人社団布田整形外科

清算人　布田　由之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十月十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

島根県松江市殿町三八五番地

宗教法人聞法寺

清算人　小西　和雄

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年三月三十一日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町一番地

隠岐の島町土地開発公社

代表清算人　池田高世偉

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

鹿児島県いちき串木野市川上一二五五番地七

市来町川上生産森林組合

清算人　木場　正二

解散公告（第二回）

当組合は平成二十八年三月二十八日相模原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

神奈川県相模原市緑区向原二丁目八番七五号

相模原市川尻大島界土地区画整理組合

代表清算人　髙橋　義和

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十七日

滋賀県守山市吉身三丁目七番六号

農事組合法人守山市肉牛生産組合

清算人　大角　利一

配当公告

北海道沙流郡日高町字厚賀町六七番地

破産者　北厚林業株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十五年(フ)第一九九三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金六八四、四八六、一五一円

一、配当をすることができる金額

金一二、八九〇、三九六円

平成二十八年五月十七日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地レジディア大通公園三階坂本・松田法律事務所

破産管財人　弁護士　坂本　泰朗

配当公告

石川県金沢市示野町南一三一番地

破産者　鈴木建材株式会社

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十六年(フ)第三九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七三、六二〇、〇八二円

一、配当することのできる金額

金二二、三六三、三三一円

平成二十八年五月十七日

石川県金沢市橋場町六番一九号

破産管財人　坂井美紀夫